

美祢市公式キャラクター「ミネドン」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美祢市公式キャラクター「ミネドン」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領におけるキャラクターとは、別表に掲げるデザインとする。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ「ミネドン」デザイン使用承認申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添付して、美祢市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) その他市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 美祢市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (5) 美祢市暴力団排除条例(平成23年条例第25号)第2条の規定による暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) キャラクターのイメージを損なうと認められるとき。
- (8) この使用要領の規定に従わないおそれがあるとき。
- (9) マニュアルに定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (10) その他市長が不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、「ミネドン」デザイン使用(変更)承認書(別記様式第2号)をもって行うものとする。

- 3 第1項に規定する審査の結果、使用を承認しないときは、「ミネドン」デザイン使用(変更)不承認書(別記様式第3号)をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) 市長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) マニュアルに定められた使用方法と著しく異なる方法で使用しないこと。
- (5) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用使用しないこと。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (6) 原則として、物品等には、「©美祢市」あるいは「美祢市公式キャラクターミネドン」との表記を付すること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (7) 事前に見本を提出すること。ただし、見本の提出が困難である場合は、事後にその写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (8) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第7条 キャラクターの承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ミネドン」デザイン使用承認変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「ミネドン」デザイン使用(変更)承認書(別記様式第2号)をもって行う。
- 3 第1項に規定する審査の結果、変更を承認しないときは、「ミネドン」デザイン使用(変更)不承認書(別記様式第3号)をもって行うものとする。

(使用状況の報告等)

第8条 市長は、第3条ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、キャラクター等の使用状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、キャラクターの使用の承認を受けたものに対し、キャラクターの使用状況に

ついて報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第9条 市長は、キャラクターの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認めるとき、又は必要であると認められるときは、当該承認を取り消す、又は必要な指示を行うことができる。

2 前項の承認の取消しは、「ミネドン」デザイン使用承認取消書(別記様式第5号)をもって行うものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用してはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、市長はその責を負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けたものが、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月30日から施行する。